

第十六回 参議院内閣委員会會議録第一号

昭和二十八年五月二十七日(水曜日)午前
十時五十七分開会

委員氏名

理事 上原 正吉君
理事 松原 一彦君
大野 秀次郎君
工藤 鐵男君
中川 幸平君
河井 彌八君
成瀬 幡治君
上條 愛一君

昭和二十八年五月二十一日右の者本委員を
辞任した。同日議長において本委員を左の通り指名した。

井上 知治君
上原 正吉君
白波瀬 米吉君
田中 啓一君
長島 銀藏君
井野 碩哉君
高瀬 莊太郎君
竹下 豐次君
小酒井 義男君
松本 治一郎君
矢嶋 三義君
天田 勝正君
松原 一彦君
堀 眞琴君
野本 品吉君

出席者は左の通り。

第一部 内閣委員会會議録第一号 昭和二十八年五月二十七日【参議院】

委員長 小酒井 義男君
理事 上原 正吉君
竹下 豐次君

委員

井野 碩哉君
松本 治一郎君
矢嶋 三義君
松原 一彦君
野本 品吉君

國務大臣 厚生大臣 山縣 勝見君
政府委員 内閣官房長官 福永 健司君
總理府恩給局長 三橋 則雄君

本日の會議に付した事件
○理事の互選
○厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)
○委員長(小酒井義男君) 只今から委員会を開会いたします。

本院規則第三十条の二によつて理事の互選を行います。本委員会の理事の数は三名でございます。互選の方法について皆さんにお諮りいたします。
○松原一彦君 只今議題になりました理事の互選の件につきましては、成規の手續を省略して委員長に一任することの動議を提出いたします。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(小酒井義男君) 松原委員の動議に御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと認めます。

それでは私から上原正吉君、長島銀藏君、竹下豐次君、以上の三君を理事に指名いたします。

○委員長(小酒井義男君) 次に厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案につきまして山縣厚生大臣から提案の理由を御説明願います。

○國務大臣(山縣勝見君) 只今議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律等の提案理由について御説明申し上げます。

この法律案は、厚生省の外局であります引揚援護庁の機構を明年三月三十一日まで現機構のまま存置いたそうとするものであります。御承知のように、引揚援護庁は、海外からの引揚同胞に対する援護、未帰還者の調査究明、未帰還者留守家族の援護、戦傷病者戦没者遺族の援護等を所掌いたしておるのであります。ところが同行は、厚生省設置法の一部を改正する法律の規定によりまして、本年四月一日から厚生省の内局に縮小改編されることになつていたのであります。国民が多年に亘つて待望いたしておりました中共地域からの引揚が開始されることとなりましたので、帰還者の受入援護の万全

を期するためには従来の機構を存続する必要があると認め、とりあえず本年五月三十一日までの二カ月間の応急措置のための関係法律案を参議院の緊急集會に提案いたし、その議決をみた次第であります。

併しながら中共地域からの引揚は現に進捗中であり、特に今次の引揚につきましましては、帰還者の援護並びに未帰還者の消息究明等につきまして特段の配慮を払い、整々一貫円滑的確に業務をとり進める必要があるものであります。このような事情から政府といたしましては、引揚援護庁の現行の機構を本年度末まで存置し、重要な引揚問題をの処理に万遺憾なきを期したいと存する次第であります。

以上の趣旨を了とせられ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを切望する次第であります。

○委員長(小酒井義男君) 本法律案は予備審査でありますので、今日は提案理由の説明だけで次の議題に移りたいと思ひます。

○委員長(小酒井義男君) 続いて恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律案提案理由の説明を、速記をとめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(小酒井義男君) 速記を始めさせていただきます。それでは内閣官房長官から提案の説明をお願いいたします。

○政府委員(福永健司君) 只今議題となりました恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律案に就いて、その提案理由を説明いたします。

この法律案は、昭和二十一年勅令第六十八号恩給法の特例に関する件の有効期限を昭和二十八年七月三十一日まで延長しようとするものであります。

恩給法の特例に関する件は、昭和二十年十一月二十四日連合国最高司令官から発せられた覚書に基きまして、旧軍人軍属及びその遺族等の恩給を廃止又は制限するため制定されたものであります。これらの廃止又は制限された旧軍人軍属及びその遺族等の恩給の平和条約の効力発生後における措置につきましては、去る第十三回國會において成立した昭和二十七年法律第二百五号恩給法の特例に関する件の措置に関する法律によつて、總理府の附屬機關として設置された恩給法特例審議会の公正妥當な結論を待つて措置されることになり、その措置の講ぜられるまでの間即ち本年三月三十一日まで、恩給法の特例に関する件は法律としての効力を有するものとして存続せしめられることとなつたのであります。

恩給法特例審議会は慎重に調査審議の結果、昨年十一月二十二日政府に対し旧軍人軍属及びその遺族の恩給に関する重要事項に関し建議し、政府は右建議の趣旨を尊重し、国家財政の現状その他諸般の事情の許す範囲内で、旧軍人軍属及びその遺族の恩給の善後措置を講ずるため、これに関する法律案及び予算案を前國會に提出いたしましたのであ

りますが、国会解散のため審議未了に
終りましたので、さきの参議院緊急集
会において恩給法の特例に関する件の
措置に関する法律はその一部を改正さ
れ、恩給法の特例に関する件の有効期
限はとりあえず本年五月三十一日まで
延期され、目下その措置につきまして
衆議院の同意が求められているところ
であります。

ところで、政府におきましては近く
これらの恩給の善後措置に関する法律
案及びこれに要する予算案を国会に提
出する予定でありますので、善後措置
に關し何分の審議を経る間だけ即ち本
年七月三十一日まで恩給法の特例に關
する件の特例を延長するため、恩給法
の特例に關する件の特例に關する法律
第二条を改正いたそうとするのがこの
法律案の内容であります。

以上がこの法律案を提出するに至り
ました理由及び内容であります。何と
ぞ速かに御賛成あらんことをお願いい
たします。

○松原一彦君 官房長官に伺います
が、多分私のは杞憂に屬するものとは思
いますもの、この法律案は実は私
ども非常に遺憾とした法律であつて、
日本が独立すると同時に勅令第六十八
号によつて数百万に上る軍人の恩給權
は復活することになつておるのであり
ます。それを政府は更に占領治下と同
じように一カ年間この復活を抑圧いた
しておる。それがこの法律案であるこ
とは御承知の通りであります。軍人関
係ばかりではない、正しい意味から見
ましても誠に遺憾千万な法律であつた
のであります。その当時一カ年間抑
壓せなければならぬ理由はないでは
ないかということに對しまして、前官

房長官からは、又大蔵大臣からも年度
内においても特例審議會から適切な
答申が出れば、予算措置の許す限りに
おいて年度内においても復活を講ずる
という御答弁があつた。従つて十一月
に答申が出ましたので、明年度予算に
一年分を入れて頂ければ一月分から復活
ができるという喜びを皆持つておつ
たのであります。それが今回そうなら
ないで更に解散によつて五月三十一日
までこの法律案が延長実施せられるこ
とになり、又これが七月三十一日まで
延びるということになりますと、世間
でこの關係下にある人たちは、更に一
年半近くも既得權の復元が延ばされる
ことが可能のような誤解を持つと思ひ
ます。多分そうではないのでこれは一
応こゝまで延ばしておいて、新しく
御提案になる予算では一月に遡るか或
いは四月の年度初めに遡つて実施せら
れるものと私は推定するのでありま
す。これを明らかにしておいて頂かな
いと非常な不安に驅られ、又全国から
おびただしい陳情、請願がやつて参る
と思う。七月三十一日まで延長する
ということは恩給權を七月三十一日まで
復活を停止するというに關するの
であります。そうではないのであつて
一応延ばしておいて、適正な措置を講じ
て予算に盛り上げて遡つて支給するこ
ともあるという意味だと私は信じます
から、その点を明らかにしておいて頂
きたいと思ひます。

○政府委員(福永健司君) 我が国の現
状を考えますといろ／＼検討すべき点
があるとは思ひますが、只今のところ
政府といたしましては、でき得ます
ならば本年四月に遡りまして恩給を支
給するようにしたいと考えており

ます。

○委員長(小酒井義男君) ほかに質疑
もありませんと思ひますが、本日は
提案の理由の説明を受けて質疑は次回
に譲りたいと思ひます。御異議ござい
ませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小酒井義男君) 御異議ない
と認めます。

それでは本日の委員会はこれにて散
会いたします。

午前十一時十八分散会

五月二十二日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。

一、恩給法の特例に関する件の特例に
關する法律の一部を改正する法律
案

一、厚生省設置法の一部を改正する
法律等の一部を改正する法律案

恩給法の特例に関する件の特例に
關する法律の一部を改正する法律
案

恩給法の特例に関する件の特例に
關する法律の一部を改正する
法律

恩給法の特例に関する件の特例に關
する法律(昭和二十七年法律第二百
五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和二十八年五月三十
一日」を「昭和二十八年七月三十一
日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行
する。

厚生省設置法の一部を改正する法
律等の一部を改正する法律案
厚生省設置法の一部を改正する

法律等の一部を改正する法律

第一条 厚生省設置法の一部を改正
する法律(昭和二十七年法律第二
百七十三号)の一部を次のように
改正する。

附則第一項中「昭和二十八年六月
一日」を「昭和二十九年四月一日」
に改める。

第二条 国家行政組織法の一部を改
正する法律(昭和二十七年法律第
二百五十三号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第三項中「昭和二十八年五月
三十一日」を「昭和二十九年三月
三十一日」に改める。

第三条 行政機關職員定員法の一部
を改正する法律(昭和二十七年法
律第二百五十四号)の一部を次の
ように改正する。

附則第六項中「昭和二十八年五月
三十一日」を「昭和二十九年三月
三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行
する。